

宮城県地域福祉支援計画(第5期)最終案の概要

基本理念 『すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成』

地域住民や地域の多様な主体が参画し、共に支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

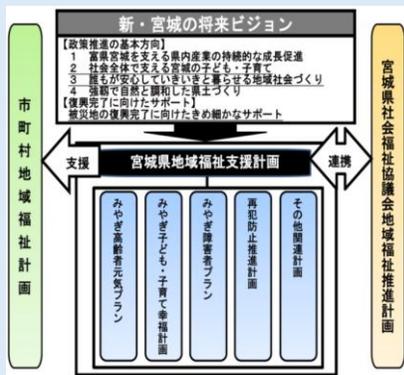
地域共生社会の実現に向けた市町村における地域福祉の取組への支援と多様な主体の協働による地域福祉活動の推進を目的として令和3年3月に策定した「宮城県地域福祉支援計画(第4期)」の計画期間が令和7年度までとなっていることから、次期計画を策定するもの。

2 計画の位置付け

- 社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉計画
- 市町村地域福祉計画の達成に資するため、市町村の地域福祉の推進を広域的な見地から支援するための計画
- 県の地域福祉推進の方向性を示す計画

3 計画の期間

5年間
(令和8年度～令和12年度)



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

- ・少子高齢化の進展
- ・要介護・要支援認定者の増加
- ・障害者手帳所持者数の増加
- ・生活保護世帯数の増加 等

2 地域社会をめぐる課題

- ・少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加等により、家族や地域における支え合いの機能低下や地域の連帯感の希薄化
- ・8050問題、子育て支援、生活困窮、子どもの貧困など地域が抱える福祉課題の複雑化・多様化

3 福祉施策の動向

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- (2) 社会福祉法の改正
- (3) 生活困窮者自立支援法の改正
- (4) 孤独・孤立対策推進法の制定
- (5) 児童福祉法の改正等
- (6) 女性支援新法の制定
- (7) 認知症基本法の制定
- (8) 介護保険法の改正
- (9) 障害者差別解消法の改正
- (10) 障害者総合支援法の改正
- (11) 災害対策基本法等の改正

第3章 基本的な視点

1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進

多様な住民の参加や活動による、地域における支え合いの仕組みづくりを支援します。

2 多様な主体によるネットワークによる活動の推進

幅広い関係者のネットワークにより、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

3 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備

震災の経験を活かし、災害などの非常時にも対応できる地域福祉の推進を図ります。

第4章 支援施策の展開

1 地域共生社会実現のための体制整備

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化しており、相談を包括的に受け止める体制づくりが必要です。

また、誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、住民主体の支え合いや関係機関とのネットワークづくりが重要です。

- (1) 市町村における包括的な相談・支援体制の構築
- (2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり

2 地域福祉活動の推進

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを築くためには、共に支え合っていくことが重要です。

また、生活困窮者、ひきこもり状態にある方や自死に追い込まれつつある方などの社会的に配慮を要する方々への対応が必要です。

- (1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり
- (2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- (3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり
- (4) 生活困窮者に対する支援
- (5) ひきこもりへの支援
- (6) 自死対策の推進
- (7) アルコール・薬物等依存症対策
- (8) 孤独・孤立対策の推進
- (9) ヤングケアラーへの支援
- (10) 困難な問題を抱える女性への支援
- (11) だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進
- (12) 権利擁護体制の整備
- (13) 犯罪や非行のない地域づくり
- (14) 住宅確保要配慮者への支援

3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

地域全体で支え合う地域福祉を推進していくためには、多くの人が福祉活動の担い手として活動していくことが望まれます。

また、福祉サービスが必要としている方に、安心して良質なサービスを提供するためには、福祉・介護サービスに従事する人材の確保を図るとともに資質の向上が必要です。

- (1) 福祉教育・啓発の推進
- (2) 福祉従事者の人材育成・確保
- (3) ボランティアの育成
- (4) NPO等の活動促進

4 福祉サービスの質の向上

質の良い福祉サービス提供のため、利用者の視点を活かすとともに、福祉サービス実施機関による主体的な地域貢献の取組を支援する必要があります。

- (1) 苦情解決制度の充実
- (2) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実
- (3) 小規模な社会福祉法人への支援等

5 災害に備えた福祉の支援体制づくり

災害発生時には、高齢者や障害者など要配慮者の安全、安心を確保するため、平時から地域における避難支援体制を構築し、発災後は避難所などにおいてそれぞれの状況に応じた福祉的な支援を行う必要があります。

- (1) 災害時要配慮者支援体制の整備
- (2) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

第5章 市町村地域福祉計画の支援

全市町村における策定や着実な推進に向け、助言、情報提供、研修、人材育成、補助金の交付等の支援を重点的に実施します。

市町村地域福祉計画の策定状況

策定済み: 30市町(令和7年4月1日)

目標: 35市町村(全市町村)の策定